

No. 48522

**Japan
and
Republic of Korea**

Agreement between Japan and the Republic of Korea on social security. Seoul, 17 February 2004

Entry into force: *1 April 2005 by notification, in accordance with article 17*

Authentic texts: *Japanese and Korean*

Registration with the Secretariat of the United Nations: *Japan, 1 April 2011*

**Japon
et
République de Corée**

Accord entre le Japon et la République de Corée sur la sécurité sociale. Séoul, 17 février 2004

Entrée en vigueur : *1^{er} avril 2005 par notification, conformément à l'article 17*

Textes authentiques : *japonais et coréen*

Enregistrement auprès du Secrétariat des Nations Unies : *Japon, 1^{er} avril 2011*

日本国のために

高野紀元

大韓民国のために

潘基文

なす。

第十七条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第十八条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千四年二月十七日にソウルで、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

適用する目的のためにのみ使用する。

第十四条

1 この協定の実施に際して、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、相互に、及び関係者又はその代理人に対して、各々の自国の言語により連絡することができる。ただし、一方の締約国による強制執行に直接結び付き得る文書を他方の締約国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して送付する場合には、当該他方の締約国の言語による翻訳を添付することに努める。

2 この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十五条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第十六条

第六条1又は3の規定の適用に当たっては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみ

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第十二条

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を相互に提供する。この援助は、両締約国の権限のある当局又は実施機関の間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、無償で行う。

第十三条

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の適用のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則により開示が義務付けられている場合を除くほか、1の規定に従って伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定を